

## 2025公益法人制度改革説明会 説明要旨（令和6年10月22日）

### 【前段】

- 公益法人認定法は比較的少ない条文ですが、これを補完する政令、内閣府令、ガイドライン、会計基準、会計基準の運用指針、FAQ、手引きなど様々なルールがあります。
- 法令より、FAQや手引きが根拠になっている部分もあります。
- 今回の改正では、これらを整理して、根本は法令で謳い、全体のルールはガイドラインに集約する方向で進められています。
- 現行のガイドラインは41ページですが、素案は200ページを超える予定になっています。
- これから制度改革に当たり不明な点も出てくるかと思いますが、当方にご相談ください。すぐに当方で回答できないかもしれませんが、内閣府に確認するなり、当方で対応できるところは、検討して対応していきたいと考えています。

### 【2頁 公益法人制度の歴史】

- 公益法人制度の歴史を少し説明します。
- 公益法人のはじまりは、民法で、法人は、営利法人、非営利法人とされ、この非営利法人を社団法人・財団法人と定義されていました。
- 当時の社団・財団法人の設立は、行政庁の許認可でしたが、100年以上も経過し、社会情勢の変化に応じて、制度に歪みが生じてきました。
- 様々な形態の法人が設立され、当初、非営利で設立しましたが、営利に近い形態になってきたり、各省庁がそれぞれ許認可していたために、公益の判定基準が、各省庁によってバラツキが生じるなどの問題も生じてきました。
- こういう情勢を踏まえ、平成20年度に、民法から一般法人法と公益法人認定法が施行され、公益性の活動をしている法人は公益法人、それ以外は一般法人に分けるという、制度改革がされました。
- 一般法人は、登記のみで設立可能ですが、公益法人も、一般法人として設立した上で、さらに公益認定を受ける必要があります。
- この認定を受けるためには、行政庁の許認可から合議制委員会（第三者委員会）に諮問し、審議の上、認定という流れになりました。
- この改正では、厳格な事前規制、監督など、国民の信頼確保に重点を置いたため、公益活動の自由な展開、発展ができないなど、公益法人数も伸びないところに現れているように、規制が厳しいという声が寄せられています。
- 人口減少の世の中で、民間による公益活動を発展されるため、今回の改正では、より柔軟・迅速な公益的な活動が展開できるようにすること、そのためには、より国民から信頼・協力を得られる存在となるということを目的に、大きくこの2本立ての趣旨から、抜本的

な制度改正が行われるものです。

#### 【4頁 認定法改正の概要①】

- 改正の概要は、大きく3点です。
- 1点目、財務規律の柔軟化・明確化です。
- ①収支相償の見直しを見直し、中期的期間で収支の均衡を図るというものです。
- ②は、公益目的充実資金という積立の制度が新設されます。
- ③遊休財産の名称が、使途不特定財産に変更されます。
- ④を飛ばしまして、⑤遊休財産の上限額とは別に、予備財産として、災害などに備えた財産を保有することができます。
- 2点目、行政手続きの簡素化・合理化です。
- ①収益事業の内容変更は、変更認定から変更届出に見直しとなります。
- ②公益目的事業の内容変更については、認定と届出を明確化し、公益目的事業の内容に影響がないものは、原則届出制となります。

#### 【5頁 認定法改正の概要②】

- 3点目、自律的なガバナンスの充実、透明性の向上です。
- 実際、法人に大きな影響がでてくるのは、この部分になるかと思います。
- ①財務情報開示の見直しとして、貸借対照表（BS）も原則、区分経理が必要になります。
- ②正味財産増減計算書が活動計算書に名称変更、記載内容も変更となります。
- ③公益認定の基準として、1、理事・監事間の特別利害関係の排除ですが、特別利害関係者とは、親族・配偶者等、同一の生計で維持している人のことです。2、外部理事・監事の導入は、後ほど説明します。
- ④公益法人の責務として、ガバナンスの充実、透明性の向上に努めるべきことを規定で整備されます。

#### 【6頁 制度改革のスケジュール（予定）】

- 公益法人制度改革のスケジュールは、上段になります。
- 今年5月に公益法人認定法の改正が成立し、来年4月から施行予定です。
- 現在、内閣府では、政令・内閣府令の改正作業と合わせ、新ガイドラインと新会計基準を平行して作成しているところで、来月、ガイドライン案に対し、パブリックコメント（意見募集）をする予定です。このパブリックコメントを踏まえて、年内12月までに策定される予定です。
- 本日、県独自の説明会を開催していますが、来年、年明けからは、内閣府との共催での説明会（1/10予定、宮城県庁講堂）や、新基準への財務諸表の移行など、個別相談会

などを開催する予定となっています。

- 令和7年度決算から、新制度が適用となりますので、具体的な決算作業は1年後の令和8年度になる法人が多いかと思えます。
- 今回の改正は、原則、貸借対照表も区分経理が必要となりますが、令和7年度決算から、すぐに移行が難しい法人については、3年間の経過措置が設けられる予定です。
- 法人によっては、令和9年度決算まで、現行の会計基準に基づいた会計処理をすることも可能です。
- いずれ、令和10年度からは、全ての法人が移行する必要があるため、移行の準備をお願いします。

#### 【8頁 中期的収支均衡（概要）】

- 左図は、現行の収支相償ですが、単年度で黒字が出た場合は、2年で解消する必要があります。
- 右図は、改正後の制度ですが、単年度で黒字が出た場合、過去4年間に赤字がある場合は、この赤字を充当することができます。この表の場合、当該年度に45の黒字があり、過去4年間に10の赤字がありますので、当該年度の黒字は、 $45 - 10$ で、残り35になります。この黒字35を5年間以内に解消すればよいということになります。
- この法人は、将来15の赤字を出しているため、 $35 - 15$ で黒字の残りは20となります。
- さらに、公益充実資金20を積立しているため、中期的収支均衡が図れたということになります。この公益充実資金は後ほど説明します。

#### 【9頁 中期的収支均衡】

- 中期的収支均衡の改正について、改めてポイントを説明しますと、単年度の収入と費用を比較することは変更ありませんが、改正後は、過去4年間の赤字を充当できます。
- 黒字が出た場合、現行2年での解消する必要がありますが、改正後は5年で解消すればよいこととなります。
- また、現行の収支相償は、2段階で判定しています。まず、1段階で、公益目的事業ごとの判定、第2段階で全体での判定をしていますが、改正後は、全体のみでの判定となります。

#### 【10頁 中期的収支均衡の判定フロー】

- 今回の改正は、R7年度から適用のため、仮にR7年度に黒字が出た場合、R6年度以前の現制度における赤字を充当することはできません。
- この表を使って、判定をみたときに、単年度収支の横軸となります。
- 例えば、R7に20の赤字が生じたときに、この-20の今後の管理を、縦軸で示して

います。

- R 8の単年度収支では黒字10が出ているため、R 7の赤字20と相殺し、R 7の赤字は、R 8へー10を繰り越すこととなります。
- 次に、R 12の単年度収支に目を向けていただきますと、10の黒字が出ているため、過去4年間R 8からR 11の赤字5を充当します。R 12はそれでも黒字が、5残るため、これを5年以内、R 17までに解消すれば収支均衡が図られたということになります。
- この図では、R 13の黒字5がR 18までに解消できなかったため、収支均衡が図れなかったということで、行政庁から認定法に基づく監督措置が行われます。

#### 【11頁 中期的収支均衡の判定フロー②】

- この中期的収支均衡の判定を管理する様式のイメージです。これは、R 12年度決算のイメージです。
- まず、STEP 0で、過去5年間の黒字を残存剰余額、赤字を残存欠損額として表記されます。
- この法人は、5年前のR 7の黒字150円が残っているため、R 12年度で解消しなければいけない状態です。
- STEP 1に、当該年度の収支を記入します。収入1,300円、費用1,400円で、R 12単年度で100円の赤字が生じています。

#### 【12頁 中期的収支均衡の判定フロー③】

- これをSTEP 2で、R 7の残存剰余額150円に先ほどのR 12の赤字100円を充当し、50円の黒字が残っている状態です。
- さらに、この法人は、STEP 3において、当該年度に公益目的保有財産60円を取得しています。財産を取得した金額は、当該年度の正味財産増減計算書(PL)に反映されず、次年度以降の減価償却費として分割で計上されることを考えますと、それに要した金額の根拠、請求書等を添付することで、この60円を消費した扱いにすることができます。これは現行制度でも同様の考え方になります。

#### 【13頁 中期的収支均衡の判定フロー④】

- 結果的に、R 7年度の剰余額は解消したことになります。
- このピンク色のところに、5年以上経過して残存剰余額が0になっていなければ、これは中期的収支均衡が図られていないという判定になります。
- この法人は、来年度R 13年度に、R 8年度分の剰余額290円を解消しなければいけない状態は続きます。

#### 【14頁 収益事業等の利益額50%超を繰入する場合】

- こちらは、収益事業の利益の50%超を公益目的事業に繰入する場合の判定の様式になります。
- 通常は50%の繰入ですが、法人によって公益目的事業を実施するための財源が不足するとの判断をした場合に、収益等の50%を超える繰入することができます。
- 通常の算定方法に代えて、公益目的保有財産の取得・売却等を加味して収支を比較し、キャッシュベースで資金等が不足する場合に、その不足額を限度として50%超の繰入を行うことができます。
- 特例算定の適用可否を判断するため、まず、収益事業等から生じた利益の50%を収入額に算入して、費用額との比較を行います。費用額が収入額を超えるときは、その差額相当分の収益を収益事業等から追加的に繰り入れることが可能になります。
- 当該年度における、公益目的事業の「特例収入額」と「特例費用額」の比較を行い、「費用額」が「収入額」を超える事業年度（資金不足の事業年度）については、通常の算定方法に代えて、特例算定を行えるものとします。

#### 【15頁 中期的収支均衡の移行イメージ】

- 現行制度から新制度に跨る剰余金の扱いのイメージ図です。
- 左図のパターンでは、R6に30の黒字が生じていますが、これは現行制度での剰余金のため、2年後のR8までに解消する必要があります。
- R7に-20、R8に-10、計30の赤字を出しましたので、R6の黒字は解消したことになります。R7、8の赤字は、R6の黒字に充当しましたので、新制度におけるR7、8の扱いは、収支ゼロになります。
- 右図のパターンでは、現行制度のR6に5の黒字、新制度のR7に30の黒字が生じています。先ほど同様、R6の黒字は、R8までに解消する必要があります。新制度のR7に黒字がありますが、R5の赤字10は旧制度のため、充当することはできません。
- R8に赤字10が出ているため、R6の黒字に5を充当して解消、残りの赤字5を、R7の黒字に充当し、残25の黒字となります。R8の赤字は使い切りましたので、0になります。

#### 【17頁 公益充実資金（概要）】

- 現行も特定費用準備資金、資産取得資金で資金を積立することができますが、これらの公益目的事業分を統合させて、公益充実資金が新設されます。これは各法人で1つの財布として管理するもので、その中で、事業ごとの明細、所要額及び予定時期を明らかにし、いつ、いくら、使うかという見積もりを立てて、管理していくものです。
- その中で、時期が来たものから使っていくものですが、当初の計画が変更となった場合であっても、1つの財布の中で、随時変更することができます。

#### 【18頁 公益充実資金の管理】

- こちらは、公益充実資金を具体的に管理するイメージです。
- 現行の特定費用準備資金は、各事業にスキームがあり、各々の実施時期に向けて積み立っているため、資金の流用はできず、変更する場合は一旦取り崩して積み直すことが必要です。
- 一方、新制度の公益充実資金は、1つの資金・財布として管理するため、その中での融通・流用は可能になります。ただし、その明細はきちんと管理して、かつ公表していただくことが必要になります。
- この公益充実資金は、中期的収支均衡だけでなく、他の財務3基準といわれる、公益目的事業費比率、使途不特定財産規制においても費用の算定上加味されます。

#### 【19頁 公益充実資金を記載する様式イメージ】

- 現在、積み立てている特定費用準備金、資産取得資金については、令和7年度からこの表の記入することで、「公益充実資金」として扱うことになるかと思いますが、内閣府から具体的に示されましたらお知らせします。

#### 【21頁 遊休財産規制の見直し】

- 現行の遊休財産の上限は、原則、公益目的事業の支出額1年分となります。
- ただ、その年度1年分を上限にしますと、コロナや災害のような予見し難い事由が起きたときに対応し切れない部分がありますので、改正後は、過去5年間の事業費の平均値を基本とします。
- また、公益目的事業を継続するための予備財産というものを、この上限とは別枠で保有することができる仕組みが新たに追加されます。
- 冒頭でもお話ししたが、この遊休財産は、来年度から「使途不特定財産」に名称に変更されます。

#### 【22頁 使途不特定財産規制】

- このページは、使途不特定財産のうち、予備財産の具体的な要件等を整理したのになります。
- 各法人の実態や実情は様々ですので、予備財産については、一律の金額的な上限は設けていません。
- この予備財産を保有するためには、その必要性を説明しなければなりません。
- その説明とは、例えば、下の枠にありますように、高額な機器で研究を行う法人が、地震などの災害が起きてこの機器が破損した場合に、再調達の場合の価格分を限度額として保有するという説明をしていただくこと、右側の例では、演奏会等の公演を行うような法人が、感染症の蔓延によって公演ができないということを想定して予想される、中止期間の人

件費、キャンセル料、維持費などを備えるために、予備財産を保有するという説明をしていただくこととなります。また、この説明については、法人自ら公表していただくことが条件となります。

- この公表の方法については、現行の内閣府令案では、インターネット利用その他の適切な方法とありますが、その他の適切な方法はどういうものをイメージしているか、内閣府に確認中です。

#### 【23頁 用途不特定財産の算定様式イメージ】

- 左が現行制度、右が新制度になります。
- 新制度の中段になりますが、過去5年間の事業費を入力する欄が追加されます。
- 保有上限額について、過去5年間の事業費の平均値が基本ですが、合理的な理由があれば、当該年度又は前年度だけの金額を上限に選択することもできます。

#### 【25頁 遊休財産（用途不特定財産）の移行イメージ】

- 現行制度は左側になりますが、R6の公益目的事業費30の場合、遊休財産保有の上限は30となります。この図の場合、遊休財産の保有は20のため、保有上限を下回っていますので、○となります。
- 新制度は右側になりますが、R7の事業費10で、遊休財産20の場合、財産の方が上回っていますので、現行制度では×となります。
- ただ、新制度では、過去5年間の事業費の平均が基本となりますので、この図の場合、過去5年間の事業費平均は20となります。従って、遊休財産20まで保有することができるため、○となります。
- 先ほど説明した中期的収支均衡では、旧制度の赤字は充当できませんが、こちらの用途不特定財産（遊休財産）は、旧制度の事業費を含めて過去5年平均で算出します。

#### 【27頁 分かりやすい財務情報の開示①】

- 現行、正味財産増減計算書については、区分経理（公益目的事業、収益事業、法人会計）に分けて、作成していますが、改正後は、貸借対照表（BS）も原則、区分経理をする必要があります。
- ただし、この枠の※にあります。収益事業等を行わない法人は、代替措置として、法人の運営のために使うと特定されている財産、例えば、2号財産（法人会計に要する財産）のようなもの以外は、全て公益目的事業のために使ってくださいという、その扱いでよければ、区分経理を行わなくてよいこととなります。
- つまり、法人会計のための財産を特定させ、それ以外は、当然、公益目的事業会計として明確にできるのであれば、区分経理の作成が不要になるということです。
- 実際、公益事業しか実施していない法人で、この代替措置が適用になるのか、何を準備

したらよいのか、気になるところだと思いますので、3年の経過措置の中で個別にご相談いただければと思います。

- 次に、別表H（公益目的取得財産残額）の算出について、これは、公益認定が取消となった時に、国や地方公共団体、類似する法人等に寄贈しなければならない金額ですが、認定法施行規則に基づき、毎年、年度末現在の金額を算出する必要があります。
- 改正後の別表Hは、貸借対照表を区分経理することで、簡素な算出方式に改められます。

#### 【28頁 分かりやすい財務情報の開示②】

- 法律上の公益目的事業財産と会計上の公益目的事業会計がイコールになるように、公益目的事業財産の方の定義が整理されました。
- これによって、公益目的事業財産そのものの現在額が財務諸表上で可視化されます。
- 公益目的事業財産の定義としては、公益目的のために取得をした財産やそれを運用・支出・処分した財産は全て公益目的事業財産であり、それ以外も、公益目的事業会計の資産に計上された財産は、全て公益目的事業財産となるものと定義します。
- 現行の内閣府令では、公益目的財産にするために、特別の意思決定、社員総会等における規程が必要ですが、会計に計上することで公益目的事業財産になるという形に改めたものです。

#### 【29頁 分かりやすい財務情報の開示③】

- 他会計の財産を公益目的事業会計で使用する場合、原則として、法人会計などの他会計で持っている財産を公益目的事業のために使う場合は、一旦、公益目的事業財産に振り替える、会計上の公益目的事業会計への振替が基本になります。
- また、財産残額の算定方法（別表H表）については、毎年度の計算は不要とし、貸借対照表上の区分経理した公益目的事業会計での純資産額を財産残額とします。実際、公益認定が取り消された時点で、直近の決算に基づき、整理をしていく形に改めるものです。
- ただし、貸借対照表の区分経理を開始した法人から適用されるため、3年の経過措置において、すぐに区分経理を行わない法人については、引き続き、現行の別表Hを作成する必要があります。

#### 【30頁 貸借対照表のイメージ】

- 左側が現行制度、右側が新制度のイメージになります。
- 資産の部における、流動資産と固定資産の区分は一緒ですが、固定資産について、現行は、基本財産と特定財産、その他財産の区分ですが、新制度では、有形固定資産、無形固定資産、その他固定資産の区分となります。
- 現行の正味財産の部が、純資産の部となります。
- 正味財産は、非営利法人が使用する財務諸表の表現ですが、一般の企業会計では、純資

産という表現が一般的です。従って、指定正味財産は、指定純資産に、一般正味財産は、一般純資産という名称になります。

#### 【31頁 貸借対照表の注記①】

- この貸借対照表の区分経理は、注記で表記します。
- 公益目的事業会計、収益事業会計、法人会計、合計を記載します。

#### 【32頁 貸借対照表の注記②】

- こちらは、貸借対照表の注記の続きで、この「資産及び負債の状況」の表に、現行の財産目録の情報を記載することになります。これをもって財産目録とみなすことができるため、別途、財産目録を作成する必要はなくなります。根拠は、新認定規則第49条第6項になります。
- 従って、財産目録に係る定時社員総会・評議員会等の承認手続（認定規則第51条）については、この計算書類の承認をもって財産目録の承認がなされたものと整理されます。
- なお、新制度の貸借対照表では、基本財産や特定資産を記載する欄がなくなりましたので、この表の使用目的の欄に記載することもできます。

#### 【34頁 行政手続きの簡素化・合理化①】

- 現行の事業内容に変更がある場合は、変更認定、若しくは、変更届が必要となります。
- 変更認定は、変更する前に行政庁に提出が必要なもので、変更届は変更後に届出が必要なものになります。変更認定の場合、第三者機関である公益認定等委員会に諮問する必要があるため、時間を要します。
- 今回の改正では、変更をしても、公益目的事業の内容に影響がないと明らかに判断できるものは、原則届出制となります。
- 具体的には、収益事業の変更は届出化、また、公益目的事業の一部廃止、事業の再編、統合、合併なども届出制となります。
- 公益目的事業の事業内容の変更については、これまでの事例を踏まえ、ガイドライン、変更の手引等で基準が整理される予定です。
- いずれ、認定か届出か、判断に迷う場合は、事前に相談をお願いします。

#### 【35頁 行政手続きの簡素化・合理化②】

- こちらは、変更認定と変更届を整理したのようになります。
- さらなる詳細は、ガイドライン、変更の手引等で示される予定です。

#### 【36頁 申請書記載事項の標準化のイメージ】

- こちらは、公益目的事業の内容を記載する申請様式になります。

- 左側は現行制度の様式ですが、現行のガイドラインは、事業内容は詳細に記載するようにあります。ただし、詳細に記載することで、軽微な変更でも、原則、変更認定が必要となるのが、現行の制度です。
- 改正後は、右側のように、簡潔に全体を網羅できるような記載とし、変更の生じやすいような量的・数値なものは基本的に記載しないこととなります。具体的な数値は、事業報告で記載することで把握できます。

#### 【37頁 行政手続きの簡素化・合理化、透明性の向上①】

- 今回、行政庁に提出する書類の整理も行っており、内閣府は、可能な限り、簡素化を図るとしています。
- 今回の改正で、公益法人から行政庁に定期提出される書類は、原則として、法人による開示、行政庁による公表の対象としまして、透明性の向上を図ることとなります。ただし、個人情報に関するもの、あるいは性質上、公表になじまないものについては対象外とする予定ですが、その基準は、これから示されるものだと思います。
- 法人による開示という方法については、具体的なイメージを内閣府に確認したいと考えております。
- いずれ、行政庁による公表にはなりますので、公益法人インフォメーションにて、誰でも閲覧できる環境となります。

#### 【38頁 行政手続きの簡素化・合理化、透明性の向上②】

- こちらは、新たに開示対象となる書類となります。
- 新たに公表等の対象とする情報としては、理事会の開催状況とか理事の数といった法人の基本情報となります。
- 次の、法人の事業について記載した書類について、計画と実績を定期提出書類の別紙として毎年提出していただいておりますが、そもそも法人の公益目的事業の内容（認定時の申請書の記載事項）については、現在、公表されておられません。
- 改正後は、透明性の観点から、現在の認定内容を公表の対象とし、この認定時（又は最終の変更認定・届出）の記載内容を、事業計画書には、そのまま添付していただき、事業報告書には、その認定内容の具体的な実績を記載していただくことを想定しているようです。
- 別表Aから別表Hは、事業報告で毎年、提出いただいている書類ですが、現行、公表の対象ではありませんが、改正後は、これらの情報を財務諸表の注記、附属明細書に記載し公表の対象となるという形で整理されます。
- また、表の下にありますように、事業報告には、公益法人が自主的に実施したガバナンスに関する取り組みを新たに記載し、ガバナンスの充実に向けた積極的な取り組みを促すがあります。

- 例えば、テーマを決めて職場研修とか、コンプライアンス、内部統制やリスクマネジメントなど、法人自らの取り組みによって、関係者の信頼を高めていくものです。
- そして、この資料には記載されていませんが、今回の改正で、事業計画書、事業報告書の様式が変わります。
- 様式の改正は、来年4月1日に施行されますが、様式には経過措置がありません。
- 従って、事業年度が4月から3月までの法人におかれましては、令和6年度の事業報告書提出時は、新制度が施行されていますので、新様式で作成していただく必要があります。
- 一方、事業年度が1月から12月までの法人については、令和7年3月が提出期限となりますので、現行の様式で提出していただきます。
- ただし、区分経理の経過措置が3年ありますので、12月までに提示される予定の新様式を踏まえて、改めてお知らせしたいと考えております。

#### 【39頁 活動計算書のイメージ】

- 現行の正味財産増減計算書と新制度の「活動計算書」の様式のイメージになります。
- これも、注記を含めて、公表対象となります。
- 右側の活動計算書の本表は、シンプルですが、注記で区分経理や科目ごとに記載する様式となっています。
- 現行の正味財産増減計算書は、振替処理などを行う、公益法人特有のもので、一般の方から見て、分かりにくい財務諸表の作りになっています。
- NPO法人は、活動計算書を使用しており、振替処理などの分かりにくさを解消しています。
- 例えば、用途が特定された指定正味財産を消費した場合、現行では、指定正味財産の減少と一般正味財産の増加の振替処理によって、表記されますが、実際、指定正味財産が、どの事業に使用されたかは、表示されません。

#### 【40頁 活動計算書の注記】

- 新制度の活動計算書の注記では、寄付者等の資金提供者に対して、寄附金の使用状況や残高が分かるように、指定純資産においても、収益、費用を表示する様式になる予定です。
- このように表記することによって、指定純資産から一般純資産への振替処理は行わないこととなります。

#### 【41頁 活動計算書の注記②】

- ここからの注記は、これまでの別表様式を代替するものになります。
- 従来の正味財産増減計算書の内訳表に代えて、②会計・事業区分別内訳で、区分経理を行います。ここで、現行でいう単年度の収支相償の判定を行います。
- ③指定純資産の内訳に、財源ごとに、交付者、当期増減など、用途に従って使われるま

での資金情報を、資金提供者へ公表します。

- ④控除対象財産（6号財産）の残高と支出計画を記載します。6号財産とは、寄付者が定めた用途に充てるために保有している財産になりますが、寄付者の意思を踏まえ、適切な時期に費消されるように、その計画を情報開示するものです。また、5年を超えて保有している財産については、内訳で用途内容を記載し、費消予定を明確にします。

#### 【42頁 活動計算書の注記③】

- こちらは、現行の定期提出書類の別表F、Gの代替で、科目ごとの配賦表になります。
- 現行の科目よりは、科目を集約する予定です。
- また、一般と指定純資産の振替処理を行わないことにより、個別に指定純資産の部の記載が必要になります。

#### 【44頁 改正認定法の外部理事・外部監事の考え方】

- 今回の制度改正で、外部理事、外部監事を選任する必要があります。
- まず、外部理事については、収支及び損失が3,000万円以上の法人が対象となります。本県の所管法人では、約7割の法人が対象となります。
- 外部理事になれない者は、法人の業務執行理事又は使用人の方は、過去10年含められません。また、社員もなれませんが、ここでいう社員とは、社員総会で議決権を持つ会員のことです。
- 一方、外部監事は、法人の収支の規模に関係なく、全ての法人が対象となります。
- 外部監事になれない者は、法人の理事又は使用人となります。外部理事は、業務執行理事ですが、外部監事は全ての理事になることはできません。
- また、理事・監事に共通するところですが、当該法人、その子法人含むことについて、その子法人含むのは、財団のみで、社団は子法人を含みません。
- 適用日は、令和7年4月1日現在に在任する理事又は監事が全員改選する日の翌日からになりますが、令和7年度に改選を迎えている法人については、人選の準備をお願いします。

#### 【45頁 会計監査人の設置範囲拡大】

- 現行、会計監査人の設置は、収益、費用・損失1,000億円、負債50億円以上のいずれかを満たす法人ですが、改正後、収益、費用・損失100億円以上になります。
- 本県でも、この改正によって、数法人が、対象になります。
- この表の中段の右側、オレンジ色の部分ですが、現行のガイドラインにおいても、1億円未満の法人には、監事のうち1人以上に、一定の経理経験があること、1億円以上の法人には、外部監査を受ける又は、監事に公認会計士又は税理士を入れるとあります。
- これと改正後の会計監査人の設置義務は関係ありませんのでご承知ください。

- なお、この会計監査人を設置している法人も、さきほどの外部監事 1 人以上の選任は必要になります。

#### 【46頁 事後チェックの重点化】

- こちらは、内閣府の方針の内容になります。
- 内閣府では、立入検査の頻度、内容のメリハリ張りづけをしっかりとっていくことにしています。現在の立入検査は、基本3年ごとですが、内閣府については、点検調査という形で簡素化したやり方を試行し、一方で、問題のある法人、リスクのある法人については、機動的に立入検査等を行って監督をしていくにしています。
- 監督については、ガイドラインで考え方を一元的に示すほか、審査時の事前チェックでなく、事後チェックで確認する点を明示という表記があります。公益法人は事前規制が強いため、緩和するという今回の制度改正の方針は理解します。
- 公益法人はこれから実施するという計画主義での申請ですが、公益法人より税制優遇の少ない、認定NPO法人は、1年以上実績がないと認可がとれない実績主義です。
- 従って、この表現で勘違いされる可能性があります、公益法人の事前申請の審査を緩和するというものではありませんのでご注意ください。
- この内閣府の方針を踏まえ、本県の監督・立入検査の方針は、今後、検討していきますが、内閣府の所管法人と、県が所管する法人では規模が違いますので、他都道府県の状況も確認しながら、決めていきたいと考えております。
- 今回のような大幅な制度改正があるなかで、定期提出書類の作成、財務諸表の移行、ガバナンス体制の充実など、本県としては、法人の皆様の実情に応じた監督を行っていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いします。

#### 【47頁 公益法人 information】

- トップページ「詳しくはこちら」をクリックしますと、今回の改正に係る法令等が掲載されています。
- トップページの下の方に、制度改正の検討状況や素案などの最新状況が掲載されていますので、お忙しいとは思いますが、チェックしていただけますと助かります。
- 本日は、ありがとうございました。